

令和2年6月12日

区長各位

中山町新型コロナウイルス感染症対策本部  
本部長 町長 佐藤 俊晴

### 今後の自治会活動について（お知らせ）

日頃より、新型コロナウイルス感染症の予防対策にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、政府は5月下旬に緊急事態が終了した旨を宣言し、感染の状況を確認しつつ段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていく方向が示されました。

このことから、当町では、国や県対策本部の基本方針を参考に、人の動きや行事について、段階的に制限を緩和していくことのお知らせします。

### 記

#### 1、回覧板の再開

6月15日号お知らせ版から回覧板を再開します。

回覧の方法については、可能な限り、対面や直接の手渡しを避けポストへの投函を基本とするなどのご配慮をお願いします。

#### 2、飲食を伴う活動について

6月19日以降は、飲食を伴う活動をする場合、①お互いに対面を避ける、②グラスなどでの回し飲みを避ける、③会話は控えめに、などの配慮をお願いします。 ※ 町内飲食店の利用（出前・宅配、持ち帰りなどを含む）を推奨

#### 3、町施設の利用制限について

体育施設や社会教育施設は、大きく分けて①6月18日まで、②6月19日から6月30日まで、③7月1日以降、と3段階に分けて利用制限を緩和していく予定ですので、利用の仕方については各施設へお問い合わせください。

#### 4、小中学生のマスク着用について

熱中症対策のため、町内小中学校の児童・生徒には、登下校や屋外活動の際にはマスクを外してもよいこととし、その際は周囲の人との間隔を取り、会話を控えるよう指導を行っていますので、地域の見守り活動の参考としてください。

裏面へ

問い合わせ

総務広報課 黒沼

TEL 662-2111

同課地域情報グループ 多田

TEL 662-2223

## 段階的緩和の目安

自治会が行う行事については、下記の要件を満たし、感染拡大防止策を取ったうえで実施してください。

### 【地域の行事】 例) 地域で行われる盆踊り等

- 要件 ①全国的または広域的な人の移動が見込まれない行事であること  
②特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるもの  
③参加者がおおよそ把握できるもの  
④感染防止策を徹底する

※別紙 参考例vol.2 新型コロナウイルス感染症対策チェックリストに感染防止策の例を記載しています。

時 期	規 模 要 件
6月18日まで	・屋内行事は100人以下または収容定員の半分程度以内の参加人数 ・屋外行事は200人以下かつ人と人との距離を十分に確保 (できれば2m最低1m)
6月19日以降	可

### 【外出自粛】 例) 自治会が行う、役員等の研修旅行

時 期	県をまたぐ移動等	観光振興
		県内で徐々に、人との間隔は確保
6月18日まで	一部首都圏(埼玉、千葉、東京、神奈川)、北海道との間の不要不急の県をまたぐ移動は慎重に	
6月19日～ 7月31日	可	県をまたぐものも含めて徐々に、人との間隔は確保
8月1日以降		可

※旅行会社やバス会社等を利用する場合には、利用される会社の感染予防対策ガイドラインに従ってください。